

四国中央市パートナーショップ要綱

平成 22 年 3 月 25 日

告示第 29 号

(目的)

第 1 条 この告示は、大都市圏等において本市出身者等が営業する店舗を四国中央市パートナーショップ（以下「パートナーショップ」という。）に認定し、四国中央地域の魅力を広く情報発信することにより、質感の高いまちの実現に資することを目的とする。

(対象店舗)

第 2 条 パートナーショップの対象となる店舗は、年間を通してポスター、パンフレット等による情報発信が可能な店舗とする。

(活動内容)

第 3 条 パートナーショップを営業する者は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ポスター、パンフレット等による情報発信活動
- (2) アンケートの配布及び回収活動
- (3) 特産品の展示、活用その他の広報活動
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める活動

(認定期間)

第 4 条 認定期間は、2 年とする。ただし、更新を妨げない。

(申請)

第 5 条 パートナーショップの認定を受けようとする者は、パートナーショップ認定申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

(認定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、パートナーショップ認定書を交付する。

(支援)

第 7 条 市長は、パートナーショップを営業する者に対し次に掲げる支援を行う。

- (1) 市政に関する情報誌等の提供
- (2) 各種媒体の活用による店舗又は関係者の紹介
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める支援

(その他)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

パートナーショップ認定申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
事 業 所
代表者名

パートナーショップの認定を受けたいので、四国中央市パートナーショップ要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 店 舗 名	
2 所 在 地	
3 業 務 内 容	
4 営 業 日 時	
5 集 客 人 数 (年間)	
6 四 国 中 央 市 と の 関 わ り	
7 特 産 品 展 示 ・ 活 用 PR の 有 無	
8 連 絡 先	所属・担当者名 電話番号 FAX 番号 E-mail HP アドレス

備考 店舗の場所がわかる図面を添付してください。